

議案第29号

宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 条例の建築規制の概要

1 パチンコ店の建築の規制

当該条例によるパチンコ店等の建築の規制方法は、建築に際し市長の同意を要件として定めています。

市長の同意の基準は次のとおりです。

(1) 禁止区域

法律上規制されているので市長は同意しません。

具体的には風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく県風営法施行条例により営業が禁止されている地域です。

例 第一種・第二種低層・高層住居専用地域その他

(2) 規制区域

居住環境等を勘案して、原則として市長は同意をしません。ただし、審査会の意見を聞いた上で、居住環境等に影響がないと判断した場合には市長は同意をします。

ア 禁止区域の周囲おおむね50メートル以内の区域

イ 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域

ウ 次表の距離制限

商業地域	学校、専修学校、各種学校、図書館及び児童福祉施設（以下「学校等施設」）	100m
	病院、有床診療所、博物館、博物館に相当する施設、公民館、スポーツ施設、障害者支援施設、都市公園その他市施設（以下「病院等施設」）	70m
近隣商業地域、	学校等施設	150m
準工業地域又は工業地域	病院等施設	100m

エ 市長が審査会の意見を聞いた上で告示で定める通学路の側端からおおむね30メートル以内の区域

※ 県風営法施行条例では、距離規制対象施設として、学校、図書館、保育所、認定子ども園、病院、有床診療所が定められている。（距離については最高100m）

2 ラブホテルの建築の規制

本条例の規制対象は、風営法で規定されているラブホテル（店舗型性風俗特殊営業の一種）だけでなく、旅館等でラブホテルと類似の営業を行う施設も対象としており、審査会でラブホテルと判定された施設については、その建築に市長の同意を要件としています。

同意の基準は次のとおりです。

○規制区域

居住環境等を勘案して、原則として市長は同意をしません。ただし、審査会の意見を聞いた上で、居住環境等に影響がないと判断した場合には市長は同意をします。

- (1) 商業地域以外の用途地域
- (2) 商業地域以外の用途地域の周囲おおむね50メートル以内の区域
- (3) 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域
- (4) 商業地域において、次の施設ごとに定める区域

学校等、図書館、児童福祉施設、病院、有床診療所、博物館、博物館に相当する施設、公民館、スポーツ施設	200m
指定障害者支援施設（知的障害者）、都市公園、その他	150m

- (5) 市長が審査会の意見を聞いた上で告示で定める通学路の側端からおおむね50メートル以内の区域

※ 風営法及び県風営法施行条例では、ラブホテル（店舗型性風俗特殊営業）に関する距離規制対象施設として、官公庁、学校、図書館、児童福祉施設、病院、有床診療所、博物館、博物館に相当する施設、公民館、スポーツ施設が定められている。（規制距離 200m）